

東京都との児童相談に係る連携強化を図るための協定の締結について

1 目的

近年、全国で重大な児童虐待事例が後を絶たず大きな社会問題となっているが、本区においても児童虐待相談件数が増加傾向にあり、対応や未然防止対策の更なる強化が急務となっている。

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、虐待を受けた子供の保護・自立支援に至るまでの一連の対策を強力に推進するため、東京都とさらなる連携の強化を図る。

2 協定に基づく事業

(1) 子供を守る地域支援ネットワーク巡回支援事業の実施（実施済）

要保護児童支援ネットワーク実施機関が、保育園や学校等に定期的に巡回し養育困難等家庭の状況を広く収集し必要な支援につなげることで、児童虐待の発生予防、早期発見を行う。

(2) 要支援ショートステイの実施（令和2年6月より実施済）

強い育児疲れや虐待の恐れのある家庭の児童を保護者同意のもと、一時的に預かり保護者指導等を行うことで虐待の未然防止を行う。

(3) 管理職及び一般職員の派遣（令和2年4月1日より実施済）

職員を東京都児童相談所に派遣し、一時保護などの行政処分や処遇決定の会議に参加させ、下記の（5）及び（6）の判断など自区の児童に関する決定に関与する。

(4) 児童相談所職員の区市町村のケース検討会議への積極的関与（実施済）

児童相談所チーフが定期的に子ども家庭支援センターの会議に参加し、ケースの対応について協議を行う。

(5) 児童相談所職員の区市町村への事案送致（令和元年10月より実施済）

児童相談所へ通告や相談があったケースについて、区が主担当となって対応することが適切と判断した場合に都が区に事案送致する。

(6) 児童・保護者に対する通所・在宅支援の委託（令和元年10月より実施済）

児童相談所が担当しているケースについて、区が主担当となって対応することが適切と判断した場合に在宅支援を都が区に委託する。

3 協定締結日

令和2年 3月 6日